

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供 (2024年) について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

(法第23条第5項)

認可・届出番号： 派 11-301455
事業主名： 小山産業株式会社

- (1)派遣労働者の数 48名 (2024年4月1日現在)
- (2)派遣先の数 7社 (2024年4月1日現在)
- (3)マージン率 25% 計算式 $(A - B) \div A$
派遣料金の平均額 (A) = 14,267円 (8時間相当)
派遣労働者の賃金平均額 (B) = 10,635円 (8時間相当)
- (4)教育訓練に関する事項
派遣労働者への個人情報保護に関する教育
派遣労働者への安全衛生教育
派遣労働者への技術維持向上の教育
- (5)その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項
福利厚生： 社会保険・雇用保険加入有り
- (6)派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
締結している (協定書の有効期間終期2025年3月31日)

【マージン率に含まれる主な経費】

- ・ 社会保険料等
(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分)
- ・ 会社運営経費
(運営スタッフの人件費及び事務所費・通信等、社員寮の維持管理費、健康診断費用、教育費、その他諸経費)